

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針

千葉県

第1 農業の有する多面的機能の発揮の促進の目標

1 北西部地域：主として千葉・東葛飾地域

(1) 現況

本地域は、大消費地に隣接するという有利な立地条件を生かして、野菜・果樹・花き類などの生産が展開され、その産出額は県全体の約3割を占めており、水稲も含め直売を行う農家が多い。消費者の食の安全・安心への関心が高まる中で、「地産地消」の取組がより一層進展すると考えられており、都市住民のニーズや環境に配慮した農業生産活動が進められている。

本地域は、農業者を中心とした地域住民や都市住民等の多様な主体が農村環境の保全活動等を実施することにより、農地が災害時における地域の防災機能も担っていることなど、農業の多面的機能への理解の促進が求められている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では農業者団体等による、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号。以下「法」という。）第3条第3項各号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2 北東部地域：主として印旛・香取・海匝・山武・長生地域

(1) 現況

本地域は平坦で広大な耕地を有し、野菜・花き・果樹の産地が数多く形成されている。水稲に関しては、基盤整備の進んだ優良な水田に恵まれ、県内の作付面積の約3分の2を本地域で占めている。

水田地帯においては、認定農業者を中心とした担い手や農作業受託組織へ農地が集積され、担い手による耕作面積が拡大しているが、農道や農業水利施設等の地域資源の保全に要する担い手等の負担が増している。また、地域の畜産農家との連携などにより、産地の持続的な発展に資する環境に配慮した農業生産活動の推進が求められている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では農業者団体等による法第3条第3項各号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 南部地域：主として夷隅・安房・君津地域

(1) 現況

本地域は、温暖な気候条件を生かして、切花を中心に、県内産出額の 5 割以上を占める県内有数の花き産地となっている。「びわ」など果樹生産も盛んで、「食用なばな」など地域特産品目を中心とした野菜産地も形成されている。

水稻については、温暖な気候に恵まれ県内で最も収穫期の早い早場米産地となっており、消費者ニーズを踏まえ、環境に配慮した農業生産活動により付加価値を高めた「売れる米づくり」が推進されている。

本地域は本県を代表する観光スポットでもあることから、収穫体験や直売所など、観光と農業を結び付けた取組が求められている。また、他地域に比べて狭あい急傾斜という土地条件のため生産費は高い傾向にあり、農業者の減少・高齢化等により集落機能の低下している地域も多いことが課題である。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では農業者団体等による法第 3 条第 3 項各号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

第 2 多面的機能発揮促進事業の実施を推進すべき区域の基準

- 1 多面的機能発揮促進事業は、農業の有する多面的機能の発揮を促進するため農業者団体等が実施し、いわゆる日本型直接支払の対象となる事業である。
- 2 国の基本指針においては、この多面的機能発揮促進事業の実施を推進すべき区域の設定に当たっては、各地域の自然的条件やそこで行われている営農の特徴に鑑み、農業者団体等による各種の取組を促進すべき区域を的確に設定することとし、その際には、各市町村の実情に応じて、その取組を実施している区域及び今後その実施を推進すべき区域を適切に含めるものとするとしている。
- 3 本県においては、上記を踏まえ、いわゆる日本型直接支払の取組を実施している区域及び今後その実施を推進すべき区域が適切に包含され、その取組が効果的に実施されることとなるよう、市町村の促進計画において、区域を設定するものとする。

- 4 法第6条第2項第4号に規定する特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域（以下「重点区域」という。）は、事業の安定的な実施を確保するために農業振興地域の整備に関する法律の特例措置が必要と認められる区域に限って指定を行うこととし、かつ、できるだけ早い段階から市町村内の利害関係者や県との協議・調整を進めることとする。

第3 促進計画の作成に関する事項

1 促進計画の区域について

- (1) 農業振興地域整備計画、その他法律の規定による地域の農業の振興に関する計画との調和が保たれたものであること。
- (2) 促進計画区域図は、促進計画の区域の範囲が特定できる適切な縮尺であること。

2 促進計画の目標について

事業計画の期間を踏まえ、今後5年程度を見通した目標として設定することとする。

3 促進計画の区域内でその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項について

法第3条第3項各号の事業のうち、当該市町村において実施中を含め、実施を促進する事業を記載することとする。

4 重点区域の区域

重点区域を定める場合には、対象農用地を明確にしているとともに、重点区域の範囲が特定できる適切な縮尺の地図であること。

5 促進計画の実施に関し当該市町村が必要と認める事項

法第3条第3項各号に掲げる事業を推進するにあたり、第4の2の(1)により設置した推進組織を活用する場合は、その旨を記載することとする。また、その他市町村の判断により、必要と認められる事項を記載することとする。

第4 その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する事項

1 第三者委員会に関する事項

多面的機能発揮促進事業に関する各種点検及び効果の評価等に資することを目的として、各事業の要綱・要領等に基づき第三者委員会を設置する。

2 千葉県内における推進体制の整備

(1) 法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するに当たり、これまでの多面的機能支払の実施によって培われた知見、体制を活用し、県、実施市町村、農業団体等で構成する推進組織を地域の推進体制に位置付け、農業者団体等が事業を適切に実施できるよう支援を行うこととする。

(2) 法第3条第3項第2号及び第3号に掲げる事業についても、必要に応じて(1)による推進組織を活用できることとする。

3 関係者間における連携の確保に関する事項

農業の有する多面的機能の発揮の促進は、公的機関や農業関係者だけではなく、地域住民や地域団体等の多くの関係者との連携の下に行われるものであることから、県は、2の推進体制を活用しつつ、関係者間での情報共有や定期的な打合せの開催等が行われるよう、その連携の推進に努めることとする。